

三重県教育委員会 フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業 ～学びを継続～

〈目的〉

県教育委員会では、経済的な事情に左右されず、学びを継続することを目的として、対象となるフリースクールを利用している不登校児童生徒がいる世帯に対し、利用料の一部を補助します。

〈対象経費〉

利用料の2分の1の額（100円未満の単数が生じたときは、その単数を切り捨てた額）を補助。
※児童生徒等1人につき、1か月15,000円を上限とします。

〈事業期間〉

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

〈受付開始日〉

申請については、随時受け付けています。

※令和6年6月中の申請については、4月の利用分から補助対象となります。

※令和6年7月以降の申請については、申請のあった月からの利用料補助となります。

※令和7年3月31日までの利用料の申請期限は令和7年3月31日必着

〈補助対象世帯〉

①のうち②のいずれかに該当し、③を利用している、若しくは利用しようとしていることとしています。

①児童生徒

- ・ 県内の公立小中学校に在籍する児童生徒がいる世帯
- ・ 県立学校（高等学校、特別支援学校）（通信制は除く）に在籍する児童生徒がいる世帯
- ・ 県立学校を中退して在籍がない高校生年代の者がいる世帯
- ・ 県内の公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者がいる世帯

②経済的要件

- ・ 生活保護を受けている世帯
- ・ 就学援助を受けている世帯
- ・ 保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
- ・ 児童扶養手当を受給している世帯

③対象フリースクール

県教育委員会が定めた要件を満たすフリースクール

○対象FS一覧：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001138872.pdf>

〈詳細〉申請方法など詳しくは、下記URLをご覧ください。（下の2次元コードからも閲覧できます。）

○県教育委員会HP：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0045700127.htm>

（手引き・各様式はこちらにあります。）



〈問合せ先〉

三重県教育委員会事務局生徒指導課 不登校支援班

電話：059-213-6611（平日の8時30分から17時00分まで）

E-mail：seishi@pref.mie.lg.jp

私立学校在籍者等に係る支援については、三重県環境生活部私学課にお問い合わせください。

電話：059-224-2161 E-mail：sigaku@pref.mie.lg.jp